

元高土政第 312 号  
令和元年 6 月 24 日

土木部各課長  
様  
各土木事務所長

土木部長

一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領の  
策定について（通知）

このことについて、県内企業の受注機会の均等を図り、地域における公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保を図ることを目的として、別添のとおり「一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領」を策定しましたので、通知します。

（問い合わせ先）

土木政策課 契約担当

TEL : 088-823-9813

## 一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び「土木構造物の維持管理業務委託入札の取扱いについて」（平成22年3月12日付け21高建管第1165号土木部長通知）第1の1（2）に規定する維持管理委託の業務（以下「工事等」という。）において、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成26年9月30日閣議決定）に基づき、地域における公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に試行する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 一抜け方式とは、合理的な理由により分割した工事等もしくは同一又は近接する場所において施工する工事等であって、その規模が同程度で必要とする入札参加資格が同一業種の工事等に係る複数の入札を同一の発注機関が同一の日に公告（又は指名通知）及び開札する場合に、あらかじめ定めた開札順位が上位の入札において落札者となった者を、開札順位が下位の入札では落札者とし（無効として取り扱う）入札方式をいう。

### (対象工事等)

第3条 一抜け方式の対象工事等（以下「対象工事等」という。）については、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について選定できるものとし、発注機関の技術審査会で審議し、決定するものとする。

- (1) 同一の発注機関により発注される案件であること。
- (2) 公告日（又は指名通知日）及び開札日がそれぞれ同一日の案件であること。
- (3) 落札決定方式が事前審査による価格競争方式又は総合評価方式であること。
- (4) 入札参加資格要件が同一の案件であること。総合評価方式にあつては、評価項目についても同一であること。
- (5) 対象案件数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

### (留意事項)

第4条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 指名競争入札における指名業者数は「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針」（平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達）第1の2に規定する業者数以上とし、対象案件数を考慮して競争性が確保で

きると判断できる業者数とする。

- (2) 開札順位については、設計金額が高い順に設定することを基本とする。なお、対象工事等の入札書提出期限は同一で設定するものとする。
- (3) 落札者の決定は、原則として開札順に行うこととする。なお、開札の結果、低入札となった場合においては、その落札者が決定するまでの間、次案件の開札を保留するものとする。
- (4) 先に落札者を決定した案件で落札者となった者が、次案件以降の入札にも参加している場合は、その入札を無効として取り扱うものとする。
- (5) 対象工事等を指名競争入札により執行する場合で、順に落札者を決定した結果、有効な応札者数が1となったときは、建設工事指名競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1267号土木部長通知）第4の3（2）のただし書きの規定に準じて、入札を執行するものとする。
- (6) 複数の対象工事等の入札に参加する者に、参加資格を証するため提出する書類（総合評価方式にあつては評価に係る書類を含む。）については、1部のみ提出を求めるものとする。

（手続き）

第5条 対象工事等の入札手続きにおいては、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札公告又は指名通知書に当該案件が「一抜け方式の対象」であることを明示すること。併せて開札順位（落札決定順位）を明示するとともに、入札公告又は指名通知書において、先に開札した案件で落札者となった者については、それより開札順位が下位の案件の入札を無効とすることを明示すること。
- (2) 一般競争入札にあつては、前条第1項第6号の取扱いについて、入札公告に明示すること。

（その他）

第6条 一抜け方式の試行にあつて、この要領に定めのあることのほか、必要な事項のある場合は各発注機関で定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年6月24日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事等から適用する。